

「自転車保険」に加入していますか？ ～自転車保険への加入義務化がスタート！～

山梨県自転車軽自動車商
協同組合

全国的に自転車による悪質な運転や事故に伴う高額賠償請求事件が社会問題化している。県内でも全交通事故に占める自転車関与割合が増加傾向であることから、県では今年4月に「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行、10月1日からは自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化される。この義務化に伴い山梨県自転車軽自動車商協同組合（清水武司理事長 119 組合員）では、自転車の定期的な整備と保険加入促進のため「TS マーク」の普及に力を入れている。

組合では、以前より自転車損害賠償責任保険のひとつである TS マークの普及に取り組んできた。TS マークは、自転車安全整備士の資格者がいる自転車店で点検整備をした自転車の安全確認の証しとして貼るシール（点検整備済証）である。TS マークには1年間の保険（賠償限度額 最高1億円）が付帯さ



山梨県では、条例普及のためのロゴマークを作成

れており、自転車の安全運転のために毎年1回は自転車安全整備士の点検も受けてもらおうという趣旨がある。組合員の多くが自転車安全整備士の資格を有していることから、組合では県民が安全に自転車に乗ってもらえるよう、今回の保険加入の義務化に伴い点検整備が付帯する「TS マーク」の普及推進に力を入れている。

今回施行された条例の検討メンバーでもある清水理事長は、「多くの自転車利用者は、点検整備をすることなく自転車に乗っている。今回の義務化により、単に損害保険に加入するのではなく、点検整備を受けた安全な自転車に賠償保険も付帯している TS マークを利用してもらい、安全で快適な自転車ライフを過ごしてほしい。」と言う。

なお、「TS マークを利用したい」、「近くの自転車安全整備店を知りたい」という方は、組合までお問い合わせください。

●山梨県自転車軽自動車商協同組合 ☎055-222-9207



赤色TSマーク
[賠償責任補償
(限度額)最高1億円]